角田医療器株式会社 福祉用具貸与及び 介護予防福祉用具貸与運営規程

(事業の目的)

第1条

角田医療器株式会社が開設する、指定福祉用具貸与事業及び指定介護予防福祉用具貸与事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員が、要介護状態又は要支援状態にある者に対し、適正な指定福祉用具貸与サービス又は指定介護予防福祉用具貸与サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1. 事業の実施に当たっては、利用者の意志、及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2. 事業所の専門相談員は、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況・希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助・取り付け・調整等を行い、福祉用具を貸与することにより利用者の日常生活の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図る。
- 3. 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村・他の居宅サービス事業者・その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条

- 1. 名称 角田医療器株式会社
- 2. 所在地 〒714-0081 岡山県笠岡市笠岡5891-11

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条

事業所に勤務する職員の職種・員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 1. 管理者 1名
 - 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- 2. 専門相談員 2名以上

専門相談員は、要介護等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、あるいは介護者の負担の軽減に資するよう、適切な福祉用具の選定を行う。

3. 事務職員 1名以上

事務職員は、苦情等について窓口対応に当たるとともに、当該事業に必要な事務を行う。

(事業所の営業日及び営業時間)

第5条

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日 月曜日から土曜日までとする。(但し、8月13日より15日まで、12月30日 より1月3日まで及び祝祭日を除く)

- 2. 営業時間 月~金曜日 午前9時から午後6時までとする。
 - 土曜日午前9時から午後1時までとする。
 - * その他やむを得ない場合等はこの限りではない。
- 3. 緊急時の対応 連絡先電話番号は0865(63)4040 又は0865(63)6522

(福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他費用の額) 第6条

福祉用具貸与の提供方法は、次のとおりとする。

- 1. ①福祉用具の貸与の提供に当たっては、身体の状況に応じて使用法の指導・使用上の留意 事項・故障時の対応などの説明を使用者に適切に行う。
 - ②福祉用具の提供に当たっては、常に清潔、かつ安全で、正常な機能を有する福祉用具貸与 を行う。
 - ③提供する福祉用具貸与の質の評価を行い、常に改善を図るものとする。
- 2. 福祉用具貸与の提供に当たり、取り扱う種目は、厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に関わ る福祉用具の種目に基づいた種目とする。

【貸与種目】

		
	1. 車いす	8. スロープ(*)
	2. 車いす付属品	9. 歩行器(*)
	3. 特殊寝台	10. 歩行補助杖(*)
	4. 特殊寝台付属品	11. 認知症老人徘徊感知器
	5. 床ずれ防止用具	12. 移動用リフト(吊り具の部分除く)
	6. 体位変換器	13. 自動排泄処理装置
	7. 手すり	

- (*)固定用スロープ、歩行器(歩行車は除く)、単点杖(松葉杖を除く)、多点杖については選択 することで特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売により購入可能。
- 3. 福祉用具貸与を提供した場合の利用料の額は、別に作成された料金表(カタログ)によるもの とし、当該福祉用具貸与が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に応じ た負担額の1割又は2割、又は3割とする。

※ レンタル料金の計算方法は、

①レンタル商品の納入日がその月の 15 日以前の場合 月額レンタル料は全額

その月の 16 日以降の場合

月額レンタル料は半額

②レンタル商品引取日がその月の 15 日以前の場合

月額レンタル料は半額

その月の 16 日以降の場合

月額レンタル料は全額

- ③開始と終了が同じ月の場合、レンタル料は1ヶ月分とする。
 - ※ 一部価格変更ある場合、カタログに訂正価格記載

4. 通常の事業の実施地域外の地域で行う福祉用具貸与に関しても利用料の額は通常の事業の実施地域と同じ。

(通常の事業の実施地域)

第7条

事業所の通常の事業の実施地域は以下のとおりとする。

笠岡市(島しょ部は白石島、北木島、高島のみとする) 井原市、倉敷市、福山市、浅口市 小田郡矢掛町、浅口郡里庄町

(衛生管理等)

第8条

- 1. 事業所の管理者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。
- 2. 常に清潔な福祉用具を貸与に供するため、回収した福祉用具と消毒済みの福祉用具と明確に区別する。
- 3. 消毒保管を外部事業者に委託する場合には、契約書を交わすものとする。 (契約書添付)

(虐待の防止)

第9条

- 1. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
 - 1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - 2) 虐待防止のための指針の整備。
 - 3) 虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修の実施。
 - 4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。
- 2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に 養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村、 地域包括支援センターに通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第10条

福祉用具貸与事業所は、以下の条項に留意して事業を行う。

- 1. 職員の研修
 - ① 採用時研修を入社6ヶ月以内に行う。
 - ② 継続研修を、年1回実施する。
- 2. 秘密の保持

- ① 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- ② 職員であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

3. 掲示及び目録の備え付け

- ① 事業所の見やすい場所に運営規程の概要を掲示し、サービス利用申込者のサービス 選択に資するように努める。
- ② サービス利用申込者のサービスの選択に資するよう、取り扱う福祉用具の品目・品名・利用料金等を記載した目録を事業所に備える。
- 4. 正当な理由なく福祉用具貸与サービスの提供を拒まない。
- 5. 自社によるサービス提供が困難な時には、速やかに適当な他の指定福祉用具貸与事業者を紹介する等の措置を講じる。
- 6. 要介護認定等の認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用者の意向を踏まえて、 速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。必要に応じて、更新申請も視野に入れ て援助を行う。
- 7. 利用申込者が法定代理受領サービスの提供を受けるための援助を行う。
- 8. 居宅サービス計画が作成されている場合には、計画に沿ったサービスを提供するとともに利用者に計画の変更の意向があるときは必要な援助を行う。
- 9. 利用者の要介護認定等につき認定審査会意見が付されている場合には、認定審査会意見に 配慮して指定福祉用具貸与サービス又は、指定介護予防福祉用具貸与サービスを提供す る。
- 10. 従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者又は家族から求められたときは、これを提示するものとする。
- 11. 利用者からの相談又は苦情等に対する窓口を置き、文書で記録し保管する。
- 12. 事故発生時の対応

利用者に対する事業の提供による事故が発生した場合は市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

附則:この規程は平成12年4月1日から施行する。

平成13年1月15日一部変更 平成13年6月20日一部変更 平成14年4月1日一部変更 平成15年1月6日一部変更 平成15年4月1日一部変更 平成16年3月1日一部変更 平成16年7月1日一部変更 平成16年11月1日一部変更

平成18年3月23日一部変更 平成18年9月10日一部変更 平成24年11月30日一部変更 平成25年10月31日一部変更 平成26年4月1日一部変更 平成27年9月1日一部変更 平成29年10月1日一部変更 令和1年8月1日一部変更 令和4年11月1日一部変更 令和4年11月1日一部変更 令和6年3月27日一部変更 令和6年12月27日一部変更